第2調查結果

1 都道府県指定文化財 (美術工芸品) の保護に係る制度の概要等

(1) 法に基づく文化財の保護に係る制度等

ア 我が国の文化財保護に係る制度の概要

(文化財保護法の概要)

我が国の文化財については、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)において、文化財が「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」であり、「その保存が適切に行われる」ことが要請されている(資料1)。

法では、政府及び地方公共団体は、法の趣旨の徹底に努めなければならない(第3条)とされている一方で、一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力し、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない(第4条第1項及び第2項)とされている(資料1(再掲))。

イ 法に基づく都道府県による文化財の指定、保護に係る制度の概要

法第 182 条第 2 項において、地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができるとされている(資料 1 (再掲)、資料 2 及び資料 3)。

文化庁は、「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」 (昭和50年9月30日付け庁保第190号文化庁次長通知。以下「条例参考案」という。) により、都道府県が定める文化財保護条例(以下、単に「条例」という。)の参考案を 提示している。

本調査では、後述 (P4 の 1 (2) 参照) のとおり都道府県が指定した有形文化財を対象としていることから、以下では条例参考案における有形文化財に係る規定について記述することとする。

条例参考案において、教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形文化財のうち、 都道府県にとって重要なものを都道府県指定有形文化財に指定することができる(第4条)とされ、都道府県指定有形文化財が都道府県指定有形文化財としての価値を失っ た場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することがで きる(第5条第1項)とされている(資料4)。

また、条例参考案では、指定解除の考え方について、「都道府県指定有形文化財がそ

の都道府県の区域内に所在しなくなった場合(一時的な所在の場所の変更を除く。)は、 特殊な事由のうちに含めて取り扱うことが適当である。また、指定は、第4条第2項 の規定により所有者等の同意を要件としているので、所有者等において、指定の当時 の事情に著しい変更があり、所有者等の同意が当然予想されないような事態に立ち至 つたときは、特殊の事由に該当するものとして指定の解除をするのが、所有権尊重の 趣旨に沿うものであろう」とされている(資料4(再掲))。

さらに、条例参考案では、都道府県指定有形文化財の所有者は、条例並びに条例に基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、都道府県指定有形文化財を管理しなければならない(第6条第1項)とされ、所有者が変更されたときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出(第7条第1項)、都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない(第9条第1項)とされている(ただし、所在地変更については、教育委員会規則の定める場合(補助金の交付を受けて行う管理又は修理のための所在変更等)には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるとされている。)(資料4(再掲)及び資料5)。

なお、上記の所有者による所在地変更及び所有者変更に係る届出については、所有者が届出をしなかったことを理由とした罰則規定は条例参考案では設けられていない。この点は、法において国指定の重要文化財(有形文化財)に係る所有者の所在地変更及び所有者変更に係る届出に関する罰則規定が設けられている(法第 203 条第 2 号)こととは異なっている。

また、条例参考案では、教育委員会は、必要があると認めるときは、都道府県指定有 形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都道府県指定有形文化財の現状又は管 理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる(第18条)とされている(資 料4(再掲))。

ウ 平成30年における法改正

平成30年6月に法改正(31年4月1日施行)がなされた。この法改正は、少子高齢化・過疎化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であるとされたことによる。

同改正では、都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができるとされ(第183条の2第1項)、文化庁は、都道府県が大綱を作成する際の参考となるよう、基本的な考え方や記載事項等を示した運用の手引となる「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(以下「文化財指針」という。資料6)を平成31年

3月に作成・公表している。

文化財指針では、都道府県が作成する大綱に盛り込むべき、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置の内容を記述しているが、文化財の所在不明や区域外移動に伴う散逸の防止に関することは触れられていない。

(2) 調査対象とした文化財及び地方公共団体

(調査対象とした文化財)

本調査では、地域の文化財の滅失や散逸等が緊急の課題となっていることを踏まえ、地域の文化財の所在不明及び都道府県の区域外への移動の実態を明らかにする観点から、法第2条第1項第1号に列挙された有形文化財から建造物を除いた、いわゆる「美術工芸品」(絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料)であって、都道府県が指定した都道府県指定文化財(美術工芸品)を対象とした(表1-①及び表1-②並びに資料1(再掲)及び資料3(再掲))。

(調査対象とした地方公共団体)

- ① 「2(1)都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況」及び「2(2)所在不明となっている文化財」に係る調査対象とした地方公共団体については、以下のとおり選定した(表 1-③)。
 - ・ インターネット上の情報を参考に都道府県指定文化財(美術工芸品)の所在不明がある(又は過去に都道府県指定文化財(美術工芸品)の所在不明があった)とされた都道府県のうちから、i)都道府県が都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況を直接確認しているものを 5 都道府県及びこれらの都道府県下にある 2 市区町村、ii)都道府県・市区町村の双方が都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況を確認しているものを 10 都道府県及びこれらの都道府県下にある 16 市区町村、iii)都道府県が市区町村に都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況の確認を依頼しているものを 4 都道府県及びこれらの都道府県下にある 9 市区町村
 - ・ インターネット上の情報を参考に都道府県指定文化財(美術工芸品)の所在不明があるとみられなかった都道府県のうちから、i) 都道府県が都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況を確認しているものを4都道府県、ii) 都道府県・市区町村の双方が都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況を確認しているもの2都道府県及びこれらの都道府県下にある2市区町村、iii) 都道府県が都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況を確認していないものを2都道府県

② 「2(3)都道府県指定文化財(美術工芸品)の区域外移動の状況等」に係る調査対象とした地方公共団体については、上記「2(1)都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況」及び「2(2)所在不明となっている文化財」で調査対象とした 27 都道府県のうち、都道府県指定文化財(美術工芸品)の区域外移動があったとするものを優先的に抽出した 15 都道府県を選定した(表 1-③ (再掲))。

表 1-① 全都道府県における有形文化財の指定件数

(単位:件)

文化財の種類	有形文化財				
人们知 少性親	建造物	美術工芸品	合計		
都道府県	2, 531	10, 611	13, 142		

⁽注) 文化庁ホームページに掲載された資料に基づいて当省が作成した(令和2年5月現在)。

表 1-② 調査対象とした都道府県における文化財(美術工芸品)の指定件数(所有者別)

(単位:件)

個人	社寺	財団・企業	都道府県	市区町村	その他	合計
815	3, 976	142	431	609	339	6, 312

⁽注) 1 当省の調査結果による(令和2年3月末現在)。

^{2 「}その他」は、都道府県指定文化財(美術工芸品)について、国が所有するもの、自治会所有・地区 所有などの地域が所有するもの及び複数の所有者が共有しているものを計上している。

表 1-③ 調査対象とした地方公共団体の数

(単位:件)

,				
区分	選定基準	都道府県	市区町村	
インターネット上の	都道府県が都道府県指定文化財(美術工芸	5	2	
情報を参考に都道府	品)の管理状況を直接確認	(2)		
県指定文化財(美術工	都道府県・市区町村の双方で都道府県指定	10	16	
芸品) の所在不明があ	文化財(美術工芸品)の管理状況を確認	(6)		
る(又は過去に都道府	都道府県が市区町村に都道府県指定文化	4	9	
県指定文化財(美術工	財(美術工芸品)の管理状況の確認を依頼	(2)		
芸品) の所在不明があ	都道府県が都道府県指定文化財(美術工芸	0	0	
った)都道府県	品)の管理状況を確認していない			
インターネット上の	都道府県が都道府県指定文化財(美術工芸	4	0	
情報を参考に都道府	品)の管理状況を直接確認	(2)		
県指定文化財(美術工	都道府県・市区町村の双方で都道府県指定	2	2	
芸品) の所在不明があ	文化財(美術工芸品)の管理状況を確認	(2)		
るとみられなかった	都道府県が市区町村に都道府県指定文化	0	0	
都道府県	財(美術工芸品)の管理状況の確認を依頼			
	都道府県が都道府県指定文化財(美術工芸	2	0	
	品) の管理状況を確認していない	(1)		
合計		27	29	
		(15)		

⁽注) 1 市区町村は、都道府県下にある市区町村を表す。

² 下段の括弧内の数字は、「2(3)都道府県指定文化財(美術工芸品)の区域外移動の状況等」に係る調査の対象とした都道府県の数を表す。